

清原 某介	永仁四年八月見	津守 秋永 大目	貞和二年二月任
藤原基行 權介	正安二年三月任	同三年三月罷	
藤原資親 權守	應長元年三月任	春澄 花繁 權少掾	貞和三年三月任
平 時頼 守	正和三年三月罷	玉手 光普 大目	貞和三年三月任
中原師國 權介	正和二年八月見	櫻田 花芳 少目	貞和三年三月任
藤原隆有 權守	正和五年正月任	藤原 仲光 守	貞和三年七月任
藤原公綱 介	文保二年正月任	惟宗 光通 少掾	貞和五年二月任
菅原長嗣 權掾	同年十月罷	山道 苔里 權大目	貞和五年二月任
源 通宣 介	元應二年二月任	橋 知景 權介	觀應元年三月任
藤原長光 守	正中二年正月任	藤原 重能 權大掾	觀應元年三月任
藤原隆資 權守	嘉曆元年十二月任	安倍 泰尙 介	觀應元年九月見
那須 某 權守	同三年三月罷	藤原 家榮 權守	觀應二年五月任
厚東 某 守	嘉曆三年三月任	源 具信 權守	延文元年正月任
藤原經顯 權守	元弘元年九月見	藤原 隆家 權守	延文四年三月任
藤原實名 介	元弘三年四月見	藤原 春松 權目	延文四年三月任
瓜生 照 守	建武二年正月任	橋 知忠 守	延文四年四月任
○武家方	建武二年正月任	藤原 隆右 權守	貞治二年正月任
源 通相 權介	延元三年二月見	尾崎 某 守	貞治五年十一月見
藤原公名 權守	正慶元年三月任	藤原 長隆 權守	應安元年二月任
平 修繁 權守	同二年正月任	藤原 顯保 權守	永利元年三月任
丹波知長 介	同年八月罷	山本 某 守	永徳元年六月見
長岡遠里 少掾	康永三年正月任	福 寢 某 守	永徳元年十月見
藤井松景 權少目	康永三年正月任	高木 理宗 守	永徳三年七月見
藤原宣宗 守	康永三年九月任	藤原 副尹 權守	明徳元年二月任
藤井重綱 掾	康永三年九月任	カガノコクフ 加賀の國府	加賀の國府の
平 有秀 守	貞和元年四月任	能美郡に在ることとは、和名抄に明記する所で、	
町野 某 守	貞和元年八月見	伊呂波字類抄・拾芥抄等の諸書皆同じく、そ	
高階仲親 守	貞和二年二月任	の府址は今の能美郡古府に當る。しかし此の	
藤原基秀 權介	貞和二年二月任	地現に何等遺狀の見るべきものなく、説かに	

て、延喜式神名帳の載する所に係り、その社地は船見山と稱せられる。船見は即ち府南の地であるといふ。源平盛衰記に據れば、高倉天皇の安元年中近藤師高の加賀守となつた時、應を浦泉寺附近に置いたとある。浦泉寺は今の遊泉寺で、古府を距ること二十町に過ぎぬ。されば當時便宜に隨うて、こゝに國衙を移したのであらうが、尙甚だしく舊地を遠ざからなかつたのである。然るに和漢三才圖會に記して、加賀の國府が加賀郡に在つたとするものは、素より誤謬である。文治中源頼朝の宮權泰家を以て加賀の守護に任ずるに及び、國司の實權漸く衰へ、國府は終に行政上の中心たたらざるに至つた。

**カガノコンバル** 加賀の金春 京都に於ける金春流の能役者竹田權兵衛は、加賀藩から祿を受けて、年々金澤に下り、松喰子等の儀を行つた。依つて世人之を加賀の金春ともいふた。元祿五年の世簡陶算用に『過ぎし秋京都に於いて加賀の金春勳進能を仕りけるに』とあるものは是である。

**カガノシケン** 加賀の四郡 (一)郡名一加賀には江沼・能美・石川・河北の四郡がある。河北郡は王朝以來加賀郡と稱したものの大部分で、淺野川から北をいふ。又犀川と淺野川との間は古への加賀郡で、今は石川郡に屬して居る。

(二)郡境一郡の境界線は古今の變遷がある。その大要を述べると、今の江沼郡中にして能美郡に近い一部分は、もと能美郡であつたと見えて、慶長三年の檢地覺書に、林村を能美郡とし、下栗津も亦能美郡としたものがある。又能美郡と石川郡とは、手取川を以て限

界とし、その水路略今の大慶寺川と一致するとの口碑は、現に大慶寺川最上流と郡境と一致し、且つ王朝の時能美郡であつた比叡驛が、今凶名平加となつて大慶寺川の南に存する等の事實を綜合して、その確實なるを信じ得られる。石川郡と加賀郡との境界は、元來犀川を以て分かれたれて居た。この川の右岸大野郷を和名抄に石川郡とするが、その加賀郡たらざるべからざるは、仁和元年紀・延喜式等によつて明瞭である。而して和名抄は、川の左岸なる玉戈郷を加賀郡に列するが故に、學者或は之を信じ、越登賀三州志の如きは、古への郡界敢へて犀川を以て限るでもないとの説を爲してゐる。しかし、我が上代に於いて山河阡陌を無視して境界を定めたとも考へられぬから、この問題を河流の移動によつて解決せんとし、犀川が初め玉錡の南方を繞れるも、後にその北に轉じたのであると説く者もある。而も此の如きは、何等の確證をつかむことを得ぬ。況や玉錡に對する犀川右岸の地は、直に加賀郡大野郷で、この間に玉戈郷を容るべき餘地がない。蓋し玉錡が左岸に在るは當然で、固よりこれは石川郡であつたのを、加賀郡に列したのは和名抄の錯簡によるものであるからである。又河北郡と越中國との境は、往古に比して東方に進出したと思はれる。そは三代實錄元慶二年の條に記された越中國手向神社が、今は河北郡の中に入つてゐるからである。

**カガノメイブツ** 加賀の名物 三州名物往來といふものに加賀の名物を擧げて、『加州綱・同染物・染手綱・象眼鏡・大小之鞍皮・二俣杉原・大聖寺饅頭茶園・吉時師之土鳳梨・時